

千葉市週休2日制工事試行要領

1 目的

建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

(5) 現場着手日

現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。

(6) 現場完成日

現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を現場完成日とする。

3 対象工事

(1) モデル工事（発注者指定型）

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち発注者が指定した工事

(2) 受注者希望型

モデル工事以外の千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とすることができる。

- ・工期が2カ月未満の工事
- ・現場施工が1週間未満の工事

- ・災害復旧工事など社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事
- ・施工時間や施工方法の制約が予想される工事
- ・その他、週休2日が適さない工事

4 工期の設定

(1) 工期設定

モデル工事の工期算定に際し「準備期間 40 日」「後片付け期間 20 日」を見込むものとする。その他の工事では、対象工事の施工条件や地域特性などを考慮し適切な工期設定を行うものとする。

(2) 工事工程の共有

工事契約後、速やかに受発注者間において、工事工程の共有を行うものとする。

5 実施方法

(1) 発注方式

モデル工事及び受注者希望型とする。

(2) 条件明示

- ・モデル工事 入札公告及び特記仕様書において明示する。
- ・受注者希望型 特記仕様書において明示する。

(3) 受注者希望型での取組み

週休2日制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と書面により協議した上で取組むことができる。

(4) 対象期間の協議

モデル工事及び週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに対象期間、現場閉所予定日を書面により監督職員と協議すること。

(5) 現場閉所予定日の振替

受注者は、現場閉所予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(6) 現場閉所の報告

受注者は、履行報告に併せて、現場閉所日及び現場閉所率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。

(7) 取組状況の確認

発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「6 積算方法」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休2日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。

6 積算方法

(1) 経費補正

対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06 (1.05)※

※令和2年1月1日以降に公告した工事に適用する。

(2) モデル工事

当初において、経費補正を行うものとし、対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額するものとする。

(3) 受注者希望型

当初において、経費補正は行わない。対象期間中の取組状況を確認し4週8休以上を達成している場合に、経費補正を行うものとする。

(4) 契約変更

取組結果により契約変更が必要と認められた場合は、取組状況の確認後、速やかに契約変更を行う。なお、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、工期末の20日前を現場完成日として取組状況の確認を行い、必要に応じて契約変更を行うものとする。

7 工事成績評定

対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点はない。

8 その他

受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年1月1日以降に公告する案件から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月11日から施行する。
- 2 この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案

件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要領は、千葉県土木工事標準積算基準の適用日が令和3年6月1日以降の案件から適用する。なお、令和2年1月1日以降に公告した案件については、現場管理費率の補正係数を1.05とする。